

履行確実性評価価格の算定基準の改正について

建設工事における履行確実性評価価格の算定基準を以下のとおり改正します。

● 対象工事

工事契約課で入札・契約を行う総合評価方式で実施する建設工事（設計金額が22億8千万円未満のもの。）

● 改正内容

《 現 行 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

【履行確実性評価基準額の上限及び下限】 予定価格の92%～75%



《 改正後 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%

【履行確実性評価基準額の上限及び下限】 予定価格の92%～75%

- ※ 履行確実性評価基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。
- ※ 上記の式により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように、開札時に、電子入札システムの自動設定システムにより無作為に抽出した額を履行確実性評価価格として決定します。

● 適用時期

令和4年（2022年）4月1日以降に公告を行うものから適用します。

令和4年（2022年）3月末までに公告を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇ 熊本市役所 工事契約課
電話 096-328-2442